

県北地域の病院を経営する申立人について、原発事故による自主的避難に起因する医師の退職及び患者の減少（主に小児科患者の減少）により生じた逸失利益等が賠償された事例。

562

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 損害項目

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の期間における下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

	損害項目	期間	金額
1	営業損害（逸失利益、追加的費用を含む）	自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 2月 29日	69,000,000 円

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間にかかる和解金として、金6900万円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（但し、同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年7月5日

（仲介委員 小田修司）